

告 示

埼玉県選管告示第十八号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号（他の政令において準用し、又は例による場合を含む。）の規定による不在者投票を行うことができる施設から、次のとおり名称の異動の届出があった。

令和六年四月十九日

埼玉県選挙管理委員会委員長 長 峰 宏 芳

	新	旧
施設の開設主体及び名称	医療法人社団 桐和会 タムスさくら病院 川口	医療法人社団 桐和会 川口さくら病院
所在地	埼玉県川口市神戸二百五十八番一	